

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成27年11月10日（平成27年（行情）諮問第658号）

答申日：平成28年12月19日（平成28年度（行情）答申第592号）

事件名：特定通知を作成する協議・検討会で担当職員が参照した医学的知見のリスト等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月31日付け環企発第1507314号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。（なお、資料及び意見書の内容は省略する。）

(1) 本件の行政文書開示の請求理由は、別件の「環企発第1503259号」において開示された26資料について、後日になって貴省の特殊疾病対策室職員が「開示した資料は全てではない」と発言したことにあります。

(2) 行政文書開示請求の手続きに対して、開示しなかった資料がありながら、不開示の通知もせず、理由も説明せず、後から「開示した資料は全てではない」と発言するのはどういう意味、経緯があるのでしょうか。また、そのようなことが許されるのでしょうか。

(3) 2015年7月6日に、貴省担当課職員のA氏より、問合せの電話があったときにも、本件開示請求の経緯、趣旨について説明をしました。そして、不開示の決定をする場合にも「開示した資料は全てではない」とした発言の意味・経緯について、文書で説明するよう依頼しました。

しかし、本件通知書には、一切、記載されていません。

(4) 貴省の対応は、上記の経緯を無視し、不誠実であり、納得できません。

また、法には、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」（第1条 目的）が明記されており、行政文書を作成・取得していない行為も「政府の有するその諸活動」であり、その理由を説明する責任があります。

本件の開示請求に対して、当該文書を作成・取得していないとするならば、貴省職員による「開示した資料は全てではない」発言の意味と経緯について、文書による納得いく説明を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 異議申立人は、法に基づき、環境大臣（処分庁）に対し平成27年7月2日付けで本件開示請求を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成27年7月31日付けで異議申立人に対し、行政文書を不開示とする旨の決定通知（以下、第3において「不開示決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、異議申立人は、この不開示決定について、平成27年8月11日付けで、処分庁に対して当該不開示決定について「処分について納得することができない。」という趣旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行い、処分庁は同月12日付けで受理した。
- (4) 処分庁は、本件異議申立てについて検討を行ったが、本件不開示決定を維持するのが適当と判断し、処分庁において本件異議申立てを棄却することにつき、審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

開示請求に係る当該行政文書については、作成・取得しておらず、不存在であるため不開示とした。

3 異議申立人の主張についての検討

異議申立人の主張について検討する。

情報公開制度においては、行政文書の開示請求を受けた処分庁は、当該開示請求に係る文書を開示、ないし不存在等の場合はその理由を示して不開示の決定をすることが求められている。今般の不開示決定の理由は、既にお示ししてあるとおり「開示請求に係る当該行政文書」は「作成・取得しておらず、不存在」ということである。当該行政文書開示請求そのものではなく、それに何らかの関係があると異議申立人が考える説明までを要するものでは必ずしもない。

したがって、異議申立人の主張は当たらない。

4 結論

以上のとおり、異議申立人の主張について検討した結果、異議申立人の主張は理由がないことから、本件異議申立てに係る処分庁の決定は妥当であり、本件異議申立ては棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月11日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 平成28年12月7日 審議
- ⑤ 同月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成・取得しておらず、不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、環境省では本件対象文書を保有していない旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、その説明は次のとおりであった。

ア 水俣病の認定申請者の認定業務は、関係県等において行われていたところ、熊本県内の水俣病認定申請者の急増に伴い認定業務の促進が緊急の課題となったため、昭和52年6月、水俣病に関する関係閣僚会議において「水俣病対策の推進について」の申合せが行われ、これを受けて、環境庁において、同年7月、認定のための基準として52年判断条件を策定し、環境保健部長通知としてこれを発出した。

52年判断条件においては、「水俣病であることを判断するに当たっては、高度の学識と豊富な経験に基づき総合的に検討する必要がある」などとしていたところ、平成25年4月の特定個人A訴訟最高裁判決において総合的検討の重要性が指摘されたことを受け、環境省において、52年判断条件の内容を具体化するものとして、「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（以下「新通知」という。）を発出することとした。

イ 新通知は、上記アのとおり、52年判断条件を具体化したものにすぎず、新たに一から基準を作成したものではなく、当時の担当者が環境保健部内の関係者間で口頭で議論を行った上で策定したものである。

その議論の内容等については、文書管理規則に照らして議事録作成の対象となるものではないことから議事録や議事要旨を作成した事実はなく、その他の文書を作成することもなかった。

ウ なお、異議申立人は、「開示した資料は全てではない」とする新聞記事を指摘し、「行政文書開示請求の手続きに対して、開示しなかった資料がありながら」と主張しているものとするが、上記のとおりそのような事実はなく、異議申立人の主張は当たらない。

いずれにしても、本件開示請求に係る文書は、環保企発第1503259号で開示決定したものの他に存在しない。

(2) そこで検討すると、諮問庁は、上記(1)ア及びイのとおり説明しているところ、新通知の冒頭に、新通知の位置付けについて「最高裁判決で総合的検討の重要性が指摘されたことを受け、これまでの認定審査の実務の蓄積等を踏まえ、52年判断条件に示された症候の組合せが認められない場合における同条件にいう総合的検討のあり方を整理した」との記載が認められることからすれば、環境省内で口頭による議論を行ったのみであり、議事録等を作成した事実はなく、他の文書を作成することもなかったとする諮問庁の説明については、新通知発出に至る過程の記録の在り方が公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)の趣旨に照らして適切、妥当であったかについては疑問がないではないが、他方で、新通知発出に向けた内部検討の方法についての説明として直ちに不自然、不合理であり、議事録等が存在しているとまでいうことはできない。

(3) さらに、文書探索の方法等について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、環境省においては、本件異議申立てを受け、環境保健部の執務室内の文書保管場所、書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかったとのことであり、この文書探索の方法及び範囲が、特に不十分とまではいえない。

(4) その他、本件対象文書が存在するとうかがわせる事情は存しないから、環境省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

- 1 2014年3月7日付け「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」を作成する協議・検討会で、担当職員が参照・土台とした医学的知見のリスト
 - 2 上記の協議・検討会で使用した資料・レジュメ
- なお、1，2とも「環保企発第1503259号」（2015／03／25）で開示されたものを除く。